

第九号様式（第二十七条関係）

指 定 確 認 檜 査 機 関 票	
この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指 定 の 番 号	秋田県指令第 420 号
指 定 の 有 効 期 間	令和元年 8 月 29 日 から 令和 6 年 8 月 28 日まで
機 関 の 名 称	一般財団法人 秋田県建築住宅センター
主たる事務所の住所	秋田市中通二丁目 3 番 8 号 電話番号 018 (836) 7851
代 表 者 氏 名	理事長 中野 賢俊
業 務 区 域	秋田県全域
指 定 の 区 分	建築基準法に基づく指定建築適合判定資格者検定機関等に関する省令第 15 条第一号、第二号、第二の二号、第三号、第四号、第四の二号、第五号、第六号、第六の二号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十四の二号
取り扱う建築物等	(1) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以内の建築物（但し、同一敷地内に既存建物を含む場合は、床面積 10,000 平方メートル以内とする） (2) 法施行令第 146 条第 1 項第一号及び第二号に掲げる建築設備 (3) 法施行令第 138 条第 1 項各号に掲げる工作物
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定

- 備考 1 「取り扱う建築物等」の欄には、当該指定確認検査機関が、指定区分のうち、確認検査の業務の範囲として確認検査の業務の対象とする建築物等として確認検査業務規程において定めるものを記載すること。
- 2 「実施する業務の態様」の欄には、建築確認又は完了検査若しくは中間検査の別を記載すること。